

若年ひとり親家庭等支援事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）

令和8年3月

大阪市こども青少年局  
子育て支援部こども家庭課

## 1 案件名称

若年ひとり親家庭等支援事業業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

ひとり親家庭、とりわけ若年のひとり親家庭においては行政等が実施する各種事業の認知度が低いことが実態調査により明らかとなっており、従来型の事業周知方法では支援につながりにくいという課題がある。

そこで、区役所に出向かずとも必要な情報が得られるよう制度や事業の周知を強化するとともに、若年ひとり親家庭の親子が興味を持って楽しめるようなイベントを実施し、これを契機にひとり親同士の交流や個別の相談を行い、必要とする支援につなげることを目的として、ひとり親家庭等支援事業を実施する。

実施にあたっては、若年ひとり親家庭の親子が興味を持って楽しめるようなイベント等の実施や相談体制の構築が必要であり、受注者のもつ広範で専門性の高い知識と経験、それらに基づく企画提案力を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書案」を参照

### (3) 事業規模（契約上限額）

金 9,874,000 円（消費税含む）

### (4) 契約期間

契約日（令和8年6月1日予定） ～ 令和9年3月31日

### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### (6) 市側から提供する資料等

(ア) 令和5年度実施の「大阪市ひとり親家庭等実態調査」結果の資料

[大阪市：令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査について（…>相談・問合せ>ひとり親支援に関すること）](#)

(イ) 令和7年度若年ひとり親家庭等支援事業実績（令和8年2月時点）

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 業務委託契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

(ア) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(ウ) 受注者は、(ア)及び(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(エ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(オ) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

(6) その他

(ア) 受注者は、本業務の終了後は、所有している一切のデータ及び紙媒体の資料を破棄し、その旨を本市に書面で報告しなければならない。

(イ) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(ウ) 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、受注者の損害に対して本市は賠償しない。また、取り消しに伴う本市の損害について、受注者に損害賠償を請求することがある。

#### 4 応募資格等

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 大阪市内でのひとり親家庭の相談支援等の活動の実績が証明できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

#### 5 スケジュール

・ 募集開始	令和8年3月9日（月）
・ 質問受付締切日	令和8年3月23日（月）
・ 質問に対する回答日	令和8年3月31日（火） 予定
・ 参加申請書提出締切日	令和8年4月10日（金）
・ 参加資格決定通知	令和8年4月15日（水） 予定
・ 企画提案書の提出期限	令和8年4月24日（金）
・ プレゼンテーション開催日	令和8年5月11日（月） 予定
・ 選定結果通知	令和8年5月中旬
・ 契約締結・事業開始	令和8年6月1日（月） 予定
・ 事業完了	令和9年3月31日（水）

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 質問の受付

- |        |  |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 令和8年3月9日（月）から令和8年3月23日（月）午後5時まで  |
| イ 提出方法 | 質問票（様式1）に必要事項を記入のうえ、Eメールにより提出すること。（アドレスは「8（2）提出先、問い合わせ先」に記載）<br>※ 件名は、「質問：若年ひとり親家庭等支援事業」と記載すること。 |
| ウ 回答   | 回答は令和8年3月31日（火）に大阪市役所ホームページに掲載予定。  |

##### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- |                  |   |
|------------------|---|
| ア 受付期間           | 令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）まで<br>土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時 |
| イ 提出書類           |   |
| ① 参加申請書（様式2）     |   |
| ② 誓約書（様式3）       |   |
| ③ 法人（団体）の概要（様式4） |   |

④ 類似事業実績（様式5）

⑤ 納税証明書（令和7年の大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していることが証明できるもの）

※ ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。

ウ 提出場所

8（2）提出先、問い合わせ先に記載

エ 提出方法

持参のほか郵送（提出期限必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

オ 審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和8年4月15日（水）（予定）に、様式2に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

※プレゼンテーションの開催日時・場所等詳細についても同時通知する。

### （3）企画提案書の提出

ア 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとし、簡潔にわかりやすい資料作成を行うこと。

① 若年ひとり親家庭等支援事業業務委託 企画提案書（様式6）

※ 任意の様式も可とするが、その場合は様式6の内容をすべて記載すること。

② 類似事業実績（様式5）

※ 募集要項6（2）イにより参加資格申請時に提出した書類の写しをもって正本及び副本に代えることができる。

イ 受付期間

令和8年4月16日（木）から令和8年4月24日（金）まで  
土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時

※ 提出書類の確認に1時間程度要するため、あらかじめ来庁日時を電話により予約すること。FAX、電子メール、郵送による予約は受け付けないので注意すること。

ウ 提出部数

正1部、副5部（副は複写可） 計6部

なお、審査は外部有識者をはじめとする事業者選定会議により書面審査及びプレゼンテーションを行う予定。審査にあたっては、選定会議各委員には事業者名を伏せて行うため、副本のうち3部については、事業者名・代表者名・公印・住所・電話番号・FAX番号をマスキングするなど、事業者名や事業者が特定されないようにすること。

エ 提出場所

8（2）提出先、問い合わせ先に記載

## 7 選定に関する事項

### （1）選定（審査）基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	主な審査内容	採点基準	点数		主な審査対象資料
専門性	①事業趣旨の理解	若年ひとり家庭等の置かれている状況、課題、事業趣旨を踏まえた提案ができているか	15	25	企画提案書 (様式5)類似事業実績
	②類似事業実績	類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか	10		
実行性	③具体的方法の明示	ひとり親同士の交流や情報交換を行うことができる場を構築するための具体的方法が明示されているか	20	50	企画提案書
	④交流事業の工夫	ひとり親が気軽に参加することができる場となるための創意工夫がなされているか	15		
	⑤周知方法の有効性	周知方法について、広く若年ひとり親家庭等に周知できるものとなっているか	15		
現実性	⑥事業実施体制の確保	業務の遂行にかかる実施体制が確保できているか	15	25	企画提案書 (様式4)法人概要
	⑦積算の妥当性	業務実施にかかる適切な経費の積算がなされているか	10		

## (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、ひとり親家庭等支援事業委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定（審査）基準に沿って企画提案の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
- (ア) 開催日時 令和8年5月11日（月）  
※時間の詳細については別途、連絡する。
- (イ) 場所 大阪市役所 本庁 301 共通会議室
- (ウ) 内容・方法 1事業者ごとに制限時間内で企画提案内容の説明と選定委員からの質問に対し回答する。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、業務見積額が低い方の事業者とする。

## (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（ただし、委託者が補正等を求める場合を除く。）。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課

TEL : 06-6208-8035

メール：[fb0008@city.osaka.lg.jp](mailto:fb0008@city.osaka.lg.jp)

ホームページ：

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal\\_hattyuuannkenn/kodomo/0000674173.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannkenn/kodomo/0000674173.html)